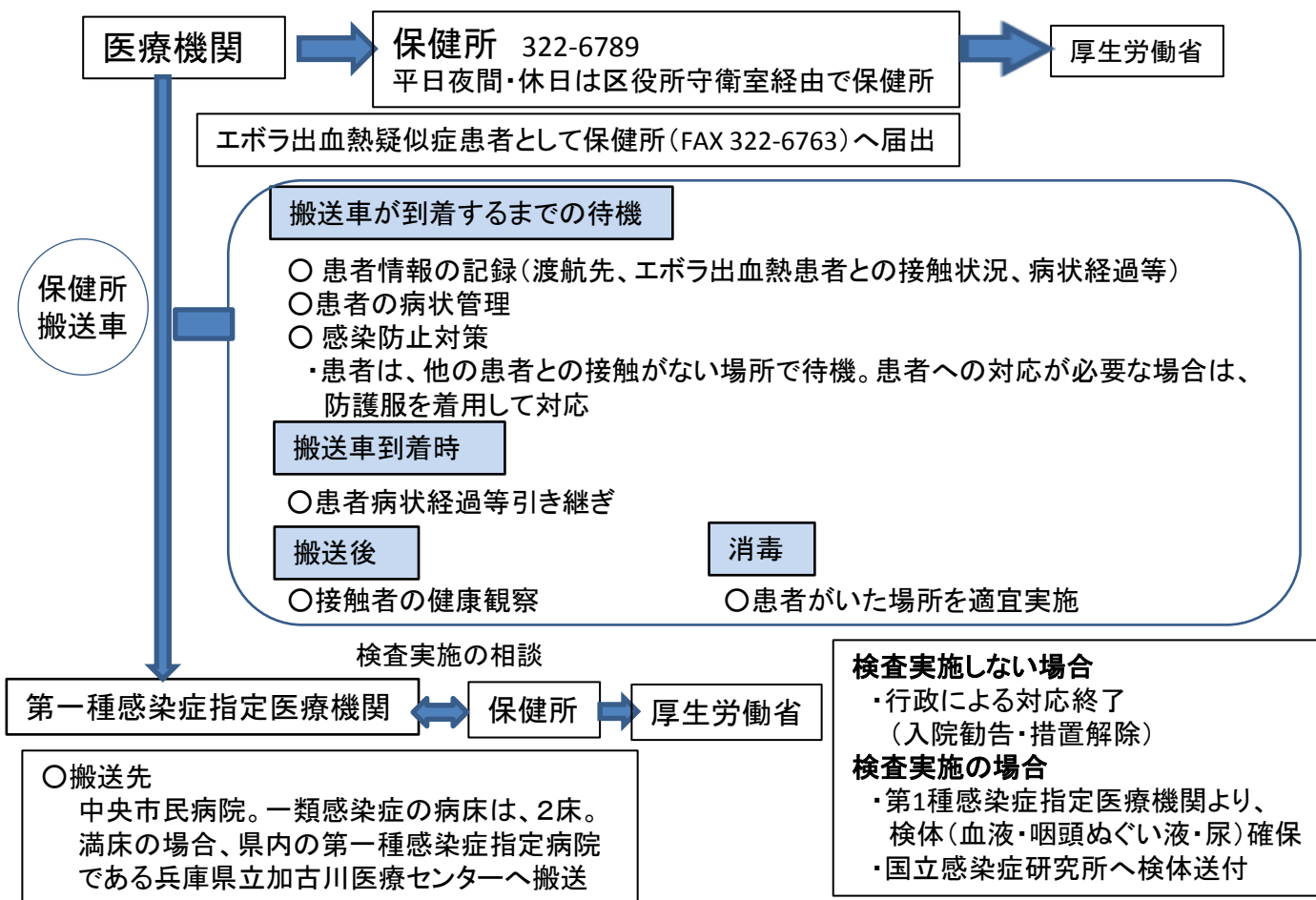


エボラ出血熱国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について(神戸市版)
(平成27年12月29日改訂)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
平成27年12月29日付厚生労働省通知の内容を踏まえ、下記の基本的対応が変更になりました。
関係職員皆様に周知いただきますようお願いいたします。
(ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言に基づきエボラ出血熱流行国としての対応を取り止めます)

医療機関における基本的な対応(万が一医療機関を受診した場合)

- 1 ①～②すべてに該当する受診者があった場合は、神戸市保健所へ連絡し、エボラ出血熱疑似症患者として直ちに神戸市保健所へ届出を行う。(※現在、流行国はありません)
 - ① 38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の症状(嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等)を呈する患者である。
 - ② 過去21日以内にエボラ出血熱患者(疑い含む)の体液等との接触歴がある又は、過去21日以内にエボラ出血熱発生地域※由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある。
- ※ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国
- 2 上記すべてに該当する者から電話の問合せがあった場合は、神戸市保健所へ連絡し、指示を受けるよう要請する。



検査結果:陽性的場合

第1種感染症指定医療機関より、患者確定例として保健所へ届出
神戸市災害対策本部設置し、全市的対応